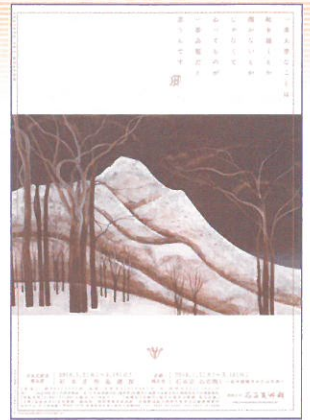


特約店じょうほう



島根県 浜田市立
石正美術館
SEKISHO ART MUSEUM



石本正記念展示室 「石本正作品選Ⅳ」

●期 間 1月2日(火)～3月18日(日)

生涯絵を描くことを通して、美への感動と共に生きた画家・石本正(1920-2015・島根県浜田市出身)。自分の心の眼に映る美を徹底的に追求し、従来の日本画にはない独創的な表現で戦後日本画壇を代表する作家として活躍した。

「石本正作品選」では、青年時代から晩年に至るまでの画業の全貌を、展示作品を年4回に分けて入れ替えながら紹介する。画家が残した約2000点にもおよぶ膨大な収蔵作品の中から選び抜かれた名作の数々をぜひ会場でご覧いただきたい。

企画展示室 「石本正 心の眼1～私を感動させた日本画」

●期 間 1月2日(火)～3月18日(日)

2001(平成13)年に、自らの作品を収蔵・展示する石正美術館ができたことをきっかけに、石本正は“文化”は流行ではなく心や気持ちが一番大事だということ、ふるさとである島根県浜田市から発信してほしいと願っていた。そしてはつきりと感動を覚えた150点余りの他作家の作品を自らの心の眼で選び、それらは2010年に増設された新館に収蔵された。以降石本正美術館は、石本の作品だけではなく、画家にゆかりの深い現代日本画家の作品も併せて鑑賞できるようになった。石本は、このことについて次のような言葉を残している。

「絵を見るとは、名前や肩書で見ないで欲しい。先入観を持たず、作品に素直な心で向き合ってください」石本正

本展では、「絵は心である」という、石本が生涯の画業において大切に続けた信念の下に蒐集した、心ある素晴らしい作品の数々をご紹介します。

●料 金

区 分	ダブル料金	一般料金
一 般	500円	600円
高校・大学生	240円	300円
小・中学生	160円	200円

- 対 象 会員と同住家族
- 利用方法 利用時に会員カードをご呈示ください。
- 所 在 地 島根県浜田市三隅町古市場589
☎(0855)32-4388
<http://www.sekisho-art-museum.jp/>

アート引越センター

2018年3月17日までに引越完了の方限定

- 割引内容 引越基本料金30～50%割引
※割引率は日にち、曜日によって異なります。
※他の割引やキャンペーンとの併用不可です。
※お見積り前に特典利用の旨をお伝えください。

- 対 象 会員と同住家族

- 利用方法 予約時に会員であることを告げ、
利用時に会員カードを呈示してください。

ご予約・お問い合わせ

アート引越センター 0120-08-0123
受付時間:8:00～20:00(12/31～1/3を除き年中無休)

ダブルからののお知らせ

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称:全福センター)会員の皆様へ

[平成30年度版]

「全福ネット入院あんしん保険」のお知らせ

正式名称: 団体総合生活保険
(医療補償基本特約、介護補償基本特約)

一時払保険料例

(団体契約ならではのメリット!)
掛金(保険料)が割安

約28%
の割引が適用
されます!

団体保険契約期間:平成30年6月1日午前0時～平成31年6月1日午後4時まで
中途で毎月加入することができます。
保険料は5歳単位で設定されています。

リニューアル 今年度から単独で加入できるようになりました

<医療補償> 加入年齢:満5歳～満70歳 (平成30年6月1日時点の満年齢)

年齢	入院保険金 日額	H3タイプ
20～24歳	年額で 4,900円 月保険料408円	3,000円型
30～34歳	年額で 5,480円 月保険料457円	
40～44歳	年額で 6,230円 月保険料519円	
50～54歳	年額で 9,700円 月保険料808円	

<介護補償> 加入年齢:満5歳～満84歳 (平成30年6月1日時点の満年齢)

年齢	介護補償 保険金額	DG1タイプ
40～44歳	年額で 90円	100万円型
50～54歳	年額で 380円	
60～64歳	年額で 1,650円	
70～74歳	年額で 7,290円	

補償内容

<医療補償>

- 1.病気・ケガで1日以上入院されたとき
(1回の入院について60日を限度とします。)
- 2.病気・ケガにより手術を受けられたとき
- 3.退院後、通院されたとき
(病気やケガで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。
1回の入院後の通院について90日を限度とします。)
- 4.所定の先進医療による療養を受けられたとき

<介護補償>

- 1.公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けたとき
- 2.当社が定める所定の要介護状態(要介護3相当)と診断され、要介護状態が診断日を含めて90日を超えて継続したとき

この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全福センターの会員等を被保険者とする団体総合生活保険(医療補償基本特約、介護補償基本特約)団体契約です。

資料請求・お問い合わせ先

(募集代理店)
広島市流通センター株式会社
TEL:082-277-6121(土日祝を除く8:30～17:15)

(幹事代理店)
株式会社全福サポートサービス「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」
フリーダイヤル:0120-055-512(土日祝日を除く9:30～17:00)

※このご案内は団体総合生活保険(医療補償・介護補償)の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット(兼「重要事項説明書」)」をよくお読みください。
詳細についてご不明な点は下記募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

17-T07683 2017年11月作成

新規入会事業所
(平成30年1月1日入会)

(株)丸和製作所 安芸区矢野東2丁目

(株)不動鐵工所 安芸区船越南2丁目

ダブルに関するお問い合わせはお気軽にお電話ください。☎(082)278-8001